

議案第25号

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

幕別町都市公園等条例(昭和52年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

区分		単位	金額	
公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。		
公園施設を管理する場合				
電柱等	第1種電柱	1本につき1年	310円	
	第2種電柱		480円	
	第3種電柱		650円	
	第1種電話柱		280円	
	第2種電話柱		450円	
	第3種電話柱		620円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	3円
	地下に設ける電線その他の線類			2円
	地上に設ける変圧器		1個につき1年	270円
	地下に設ける変圧器		占有面積1平方メートルにつき1年	170円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年
	PHS無線基地局			168円
地下埋設物等	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	12円	
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		17円	
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		25円	
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		34円	
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		50円	
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		67円	

	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		120円
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		170円
	外径1メートル以上のもの		340円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	240円
露店その他これに類するもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	8円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	76円
集会、展示会、興行等	行為のための占有	占有面積1平方メートルにつき1日	8円
	仮設工作物	占有面積1平方メートルにつき1月	76円
標識		1本につき1年	450円
工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1月	76円
その他の行為又は工作物及び施設		その都度町長が定める。	

別表第3の備考第6号中「各年度」を「年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の幕別町都市公園等条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可される使用料について適用し、施行日前に許可された使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に占有の許可を受けた1月以上継続して占有する物件で施行日以後引き続き占有するものに係る平成26年度以後の年度分の使用料は、改正後の条例の規定により算定して得た額とする。